第2回政令指定都市移行県市連絡会議 次第

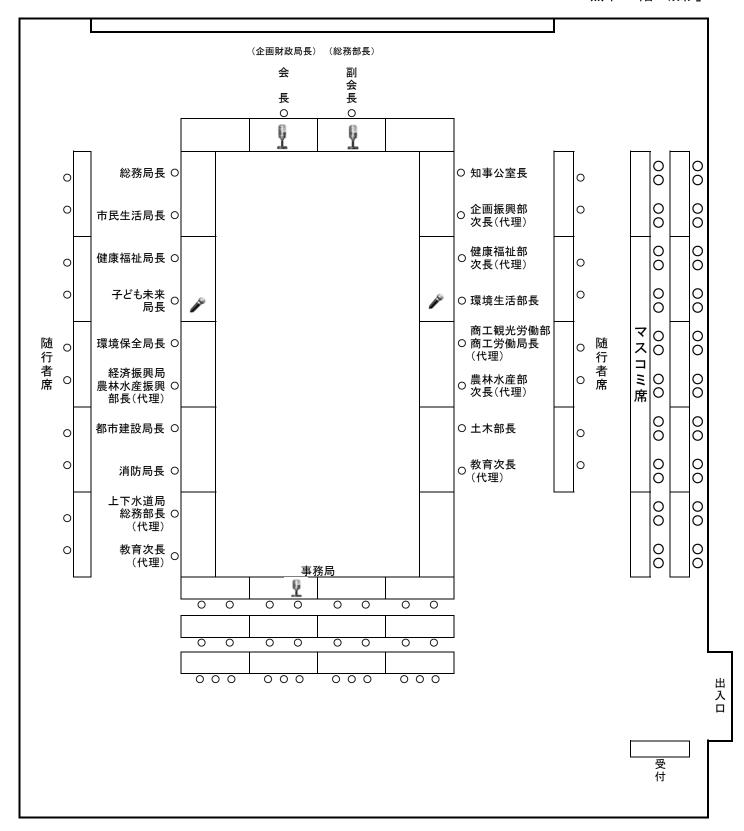
日時:平成22年10月22日(金)10時00分~

場所: KKRホテル熊本2階 「城彩」

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 議題
 - (1) 事務権限移譲の県市協議結果について
 - (2) 県市基本協定書(案)について
 - (3) 今後のスケジュール(案)について
- 4. その他
- 5. 閉会

第2回 政令指定都市県市移行連絡会議 席次表

平成22年10月22 日(金) KKR熊本 2階「城彩」



第2回 政令指定都市移行県市連絡会議 出席者名簿

(敬称略)

熊本市

熊本県

【委員】

【安貝】			
部局	役 職	氏 名	備考
総務局	局長	重浦 睦治	
企画財政局	局長	續 幸弘	
市民生活局	局長	飯銅 芳明	
健康福祉局	局長	甲斐 節夫	
子ども未来局	局長	岡 昭二	
環境保全局	局長	原本 靖久	
経済振興局	農林水産 振興部長	中山 弘一	代理
都市建設局	局長	高田晋	
消防局	局長	橋本 孝	
上下水道局	総務部長	木下 修一	代理
教育委員会	教育次長	三原 悟	代理

部局	役 職	氏 名	備考
知事公室	室長	安倍 康雄	
総務部	部長	松山 正明	副会長
企画振興部	次長	河野 靖	代理
健康福祉部	次長	松葉 成正	代理
環境生活部	部長	駒崎 照雄	
商工観光労働部	商工労働局長	田中 伸也	代理
農林水産部	次長	梅本 茂	代理
土木部	部長	戸塚 誠司	
教育委員会	教育次長	阿南 誠一郎	代理

【幹事会】

(a) (ia	役 職	
政令指定都市推進室	至長	平塚 孝一

市町村総室	総室長	小嶋 一誠	副幹事長
部局	役 職	氏 名	備考

事務権限移譲の県市協議結果について

1 協議を進めるにあたっての基本認識

県としては、法令で政令市が実施することを義務付けられている事務はもとより、政令市移行後も引き続き県が実施することとされている事務についても、熊本市にできるだけ多くの事務権限の移譲を行ない、政令市として自己完結的な行政サービスを目指すことが望ましいと考え、出来るだけ多くの移譲を実現することを基本とした。

一方、市としては、市が実施することによって市民の利便性の向上が図られる事務や まちづくりに資する事務等については、政令市移行時に出来るだけ事務権限移譲を受け る方向で積極的に検討を行った。

2 移譲協議の対象とする事務

こうした認識に立って、平成21年10月の県市連絡会議設置以来、以下の観点から 法令による移譲事務122事務と基本的には政令市移行後も県が引き続き実施しなけれ ばならない221事務の合計343の事務を移譲協議の対象として選定(法令による移 譲事務は事務手続きの確認)し、特に、法令以外の任意の移譲事務にかかる移譲の可能 性(移譲を受けることが出来るか等の検討)の協議を行ってきた。

- ☆ 住民に身近なサービスに資する事務でサービスの向上につながる事務
- ☆ 地域の特色を生かした主体的、一体的なまちづくりに資する事務
- ☆ サービスのワンストップ化にかかる事務

3 協議の経過

平成21年10月の県市連絡会議設置以来、連絡会議の下部組織として設けた幹事会、分科会等により、集中的な検討を進めた結果、当初目標とした本年9月末までに、政令市移行時に移譲することが出来る事務として協議対象の約9割となる303事務1,482項目にかかる協議を完了した。

4 基本協定の性質

基本協定は、これまで双方が協議を重ねてきた結果を首長間で確認し、政令市移行までの間に、引き続き双方で連携して準備を推進する方針を確認するものであり、双方の団体を代表しての約束事となる。

今回の基本協定締結により、政令市移行時における県から市への事務権限移譲の内容 が確定し、事務権限移譲に向けた具体的な準備が始まることとなる。

5 円滑な事務移譲の推進

移譲することで整理した事務については、今後、事務処理にあたってのマニュアル等の作成や県からの技術的支援のあり方などについて引き続き個別の協議を進め、円滑な事務権限の移譲が出来るよう県市で連携して取り組んで行く。

■ 事務権限移譲の県市協議結果(事務数別)

移譲区分			法令任意	ţ		要綱∙通知	等	事務	系処理特例	条例等		合 計	ł
	法令必須	協議	協議状	況内訳	協議	協議状	況内訳	協議	協議状	況内訳	協議	協議状	況内訳
分科会		事務数	移譲可	移譲不可	事務数	移譲可	移譲不可	事務数	移譲可	移譲不可	事務数	移譲可	移譲不可
総務	17	2 [8			16		I	43		
11.0 355	.,		1	1		8	0		5	11		31	12
世 地域振興	3	0 1			5			0		ı	8	_	
			0	0		5	0		0	0		8	0
健康福祉 健康福祉	19	3 1			48			9		1	79		
(A) (A)			3	0		44	4	-	7	2		73	6
環境生活 環境生活	3	О г			1 1			6		r	10		
77, 30 71			0	0	·	1	0		6	0	10	10	0
┃ 商工観光労働	2	1 ,			3			3			9		
[12] 15(5(2) [35]	_	'	1	0		3	0		1	2		7	2
農林水産	1	0 г			0			9			10		
及机外入注	•		0	0	Ü	0	0	0	4	5	10	5	5
土木	55	16 r			22			27			120		
工术	33	10	16	0	22	21	1	21	14	13	120	106	14
教育	22	2 ,			30			10			64		
			2	0	30	30	0	10	9	1	04	63	1
合 計	122	24	23	1	117	112	5	80	46	34	343	303	40

※「移譲可」:熊本市へ移譲を行う事務

※「移譲不可」: 引き続き熊本県が実施する事務

■ 事務権限移譲の県市協議結果(項目数別)

移譲区分 分科会	法令必須	法令任意	要綱•通知等	事務処理 特例条例等	合 計
総務	54	18	8	57	137
地域振興	45	14	6	0	65
健康福祉	92	13	51	83	239
環境生活	17	7	1	13	38
商工観光労働	33	28	3	12	76
農林水産	3	0	0	19	22
土木	473	263	21	84	841
教育	22	3	30	9	64
合 計	739	346	120	277	1,482

[※]児童相談所関係の事務権限について、熊本市は平成22年度から実施しているため、項目数には含まない

政令指定都市移行までの権限移譲スケジュール(案)

